

**答 申 第 5 6 号**

**三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申**

**令和4年1月**

**三重県情報公開・個人情報保護審査会**

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 3 年 5 月 14 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「建設残土にかかる書類一式 令和 3 年 1 月～4 月」等についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 5 月 21 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、三重県港湾施設管理条例に基づき、県有港湾施設を土砂仮置き場として使用することについて実施機関から許可を受けている法人（以下「本件法人」という。）が実施機関へ提出した港湾施設使用状況届、荷揚実績、荷揚月間予定数量報告書及び分析証明書である。

4 審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

審査請求人が過去に行った同様の開示請求に対し特定された対象公文書よりも本請求に対し特定された対象公文書が少なく、特定が不十分である。具体的には、土砂等発生元証明書、土砂等搬入届、計量証明書、地質分析（濃度）結果証明書、検査試料採取調書及び試験成績書が特定から漏れている。

また、過去に行った同様の開示請求に対して開示とされていた土砂を運搬する船名等の情報が、本決定では非開示とされている。

東紀州地域は日本有数の自然環境に恵まれた地域であり、文化的にも豊かな歴史を持った地域である。ところが近年、〇〇〇や〇〇〇から〇〇〇に環境破壊の凶器である建設発生土・改良土等の土砂等を荷揚げさせ、野・山・谷や〇〇〇の脇に投棄、埋立てを三重県が許している。土砂等を荷揚げする際、土砂運搬業者が提出した土砂等発生元証明書、土砂等搬入届、港湾施設使用状況届、分析証明書等を公文書開示請求で入手して三重県環境行政を監視してきたが、年々黒塗り部分が多くなり、文書も段々少なくなっている。これが当然であるという考えはとんでもないことであり、社会的に罪重いものである。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

審査請求人が特定漏れと主張する文書については、本請求の対象期間においては本件法人から提出されなかったため、実施機関は保有しておらず、公文書として存在していない。

当該文書は、事業者が県有港湾施設を土砂仮置き場として使用することについて、三重県港湾施設管理条例第3条の規定により実施機関が許可する許可書に付した特記事項に基づき提出されるものである。特記事項とは、行政行為の付款（許可条件）とは異なり法的根拠はなく、事業者との合意の基で、任意の協力を求める事項である。実施機関は、港湾施設に支障をきたしていない荷揚物資の性質等を確認する法的権限はないため、本件法人に当該文書の提出を強制する権限はなく、保有すべき義務はない。

また、一般的な運用として、同一の現場から発生した土砂等が継続して荷揚げされる場合等においては、当初提出した当該文書の内容が変わらない限り、改めて事業者に提出させておらず、本事案においても、本請求にかかる期間においては本件法人から提出されていないが、当初に提出された当該文書を実施機関は保有している。

次に、本件法人代表者の携帯電話番号、計量管理者（環境計量士）の氏名及び印影については、個人に関する情報であり、開示することで特定の個人が識別され、又は個人のプライバシーに関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号（個人情報）に該当する。

また、本件法人の取引先等の事業者の住所、名称、電話番号、FAX番号、メールアドレス及びホームページアドレス並びに船名に当たる情報は、過去に本件法人に対して任意的意見照会を行ったところ、以前に当該情報が開示されたことにより、本件法人と取引先事業者との信頼関係に影響が及び、営業上甚大な被害を被ったことを理由に、公開を拒否する旨の回答があったため、本請求においても本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断され、条例第7条第3号（法人情報）に該当する。

## 6 審査会の判断

### （1）基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### （2）本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は意見陳述において、土砂等発生元証明書、土砂等搬入届、計量証明書、地質分析（濃度）結果証明書、検査試料採取調書及び試験成績書が特定されるべきとの審査請求書提出時における主張を変更し、計量証明書、地質分析（濃度）結果証明書、検査試料採取調書及び試験成績書については争わないとしている。このため、当審査会は土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届が特定されなかったことの妥当性について判断する。

審査請求人は過去に同様の開示請求を行ったところ当該文書が特定されたため、本決定でも特定されるべきと主張する。

このことについて実施機関に聴取したところ、本請求において特定された期間については、本件法人から当該文書は提出されなかったため、実施機関は保有していないとのことである。また、当該文書は、法的根拠のない特記事項に基づき任意の協力により提出されるものであって、実施機関は本件法人に提出を強制する権限はなく、保有すべき義務はないとのことである。

これらの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められないため、当審査会としては、実施機関が当該文書を取得しておらず、存在しないと判断せざるを得ない。よって本件対象公文書の特定は妥当であると認められる。

なお、実施機関の説明によれば、一般的な運用として、同一の現場から発生した土砂等が継続して荷揚げされる場合等においては、当初提出された当該文書の内容が変わらない限り改めて提出させていないとのことであり、本事案においても、本請求にかかる期間においては本件法人から提出されていないが、当初に提出された当該文書を実施機関は保有しているとのことである。

### （３）条例第 7 条第 2 号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第 7 条第 2 号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

### （４）条例第 7 条第 2 号（個人情報）の該当性について

実施機関が、本決定において本号に該当するとして非開示とした情報は、本件対象公文書のうち、分析証明書に記載された分析機関の計量管理者（環境計量士）の氏名及び印影並びに港湾施設使用状況届及び荷揚月間予定数量報告書に記載された法人代表者の携帯電話番号である。

以下において実施機関が非開示とした情報の本号該当性を検討する。

#### ア 分析機関の計量管理者（環境計量士）の氏名及び印影

当審査会において分析証明書を見分したところ、改良土の分析を行った分析機関の名称等とあわせて、環境計量士の資格を持つ計量管理者の氏名及び印影が記載されていた。

これは、その分析に関する限り、当該計量管理者（環境計量士）は、分析機関内部で責任ある立場にあって、いわば分析機関を代表してその分析を行い、その分析結果の証明内容の真正を示す者として当該文書に氏名を記載しているものと考えられる。また、印影については計量管理者（環境計量士）の氏名の末尾に押印され、氏名の記載とあいまって、計量管理者（環境計量士）が真正に証明したことを示すために押印されたものと考えられる。

ところで、法人等の代表者が職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、本号に該当せず、条例第7条第3号（法人情報）の該当を検討すべきであり、このことは上記のように分析機関内部で責任ある立場にある者が、その分析に関し分析機関を代表して当該分析機関の職務として行う行為に関する情報についても、同様であると考えられる。

したがって、当該情報については、条例第7条第3号（法人情報）の該当性の項で検討することとする。

#### イ 法人代表者の携帯電話番号

当審査会において港湾施設使用状況届及び荷揚月間予定数量報告書を見分したところ、本件法人の名称、代表者の氏名及び代表者印の印影とともに代表者の携帯電話番号が記載されていた。

実施機関に聴取したところ、当該情報は当該文書において、届出等にかかる法人連絡先として記載されているものの、代表者本人が法人の業務にかかる連絡先として使用しているほか、実態として私生活上の連絡先としても使用しているとのことである。

このことから、当該情報は、代表取締役の私事に関する情報である側面を有すると認められるため、個人に関する情報であって直接あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。また、同号ただし書のいずれにも該当すると認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

#### (5) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって

生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

(6) 条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

まず、本件対象公文書のうち、実施機関が本決定において本号に該当するとして非開示とした、荷揚実績及び分析証明書に記載された土砂出荷元事業者の名称及び土砂を運搬する船名並びに分析証明書に記載された取引先事業者等が特定される情報(住所、名称、電話番号、FAX番号、メールアドレス及びホームページアドレス)について、本号該当性を検討する。

当該情報は、本件法人が自らの営業活動によって開拓した商取引相手であって、商業上重要な顧客情報及びその関連情報であると解される。したがって、これら法人の経営に関わる当該情報を開示した場合、競合他社等が容易に本件法人の顧客情報を入手することが可能となり、対抗的な事業活動が行われるおそれがあると認められる。

また、実施機関の説明によると、過去に本件法人に対して開示請求にかかる任意的意見照会を行ったところ、開示を拒否する旨の回答があったとのことである。その理由としては、以前に本件法人にかかる当該情報が開示されたことにより、取引先事業者に苦情が寄せられ、本件法人と取引先事業者との信頼関係に影響が及び、本件法人が営業上甚大な被害を受けたためであるとのことである。

以上のことから、当該情報は開示することで本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、本号本文(法人情報)に該当すると認められる。

また、同号ただし書のいずれにも該当するとも認められない。したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

次に、本件対象公文書のうち分析証明書に記載された分析機関の計量管理者(環境計量士)の氏名及び印影について、実施機関は個人に関する情報に該当するとして非開示としたため、本号の該当性を主張していないが、上記(4)アで述べたように、いずれも本号により開示非開示の判断を行うべきものであるため、以下、本号該当性を検討する。

当該計量管理者(環境計量士)は、改良土の分析に関し分析機関を代表して分析を行い、その分析結果の真正を示す者として分析証明書に氏名を記載し、押印していると考えられること、一般に分析結果の報告書や証明書は、その依頼者を通じて第三者に交付されることが当然予想されることを勘案すれば、当該計量管理者(環境計量士)の氏名及び印影を開示することで、当該分析機関の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、当該情報は本号に該当せず、開示すべきである。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本請求の以前に入手した過去の期間における土砂等発生元証明書等について、記載内容が不適切である等主張するが、当審査会は条例に基づき、開示・

非開示等の妥当性について審査するものであり、本件対象公文書に含まれない文書の内容についてまで審査するものではない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

## 別紙 1

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 3 . 9 . 7	・ 諮問書の受理
R 3 . 1 0 . 5	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 3 . 1 0 . 7	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 1 . 2 6	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和3年度第4回第2部会)
R 3 . 1 2 . 2 2	・ 審議 (令和3年度第5回第2部会)
R 4 . 1 . 2 5	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第6回第2部会)

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。